1 2	2 E	3	7K1	曜日			官			‡	日						(문	. <i>t</i> ak 1	笋	6투	<b>⊒</b> )						6	
_   熊本地方法務局阿蘇大津支	2   食之地ア決矛属与土支属	Ĕ	小 熊本地方法務局山鹿支局	生     熊本地方法務局天草支局		熊本地方法務局玉名支局	口   熊本地方法務局人吉支局		熊本地方法務局八代支局		ř.	福岡法務局吉井支局		福岡法務司筑紫支司	福區法務局行橋支局		福岡法務局八女支局		7 福岡法務局朝倉支局	0   福岡法務局柳川支局		福岡法務局田川支局	福岡法務局飯塚支局		福岡法務局直方支局	福岡法務局久留米支局		福岡法務局八幡出張所
6話目録の作成に係	る事務金の作品は	F 艾 二	信託目録の作成に係	る事務の作成に係		信託目録の作成に係	る事務 信託目録の作成に係	る事務	信託目録の作成に係	る事務の作品は	言毛目录り下戈二系	る事務 の作成に係	る事務	信託目録の作成に係	る事務の作所に係	信用表) 三花二条	61年の作成に係	る事務	信託目録の作成に係	る事務 信託目録の作成に係	る事務	信託目録の作成に係	る事務 信託目録の作成に係	) <u>:</u>	る事務 信託目録の作成に係	る事務 信託目録の作成に係		信託目録の作成に係
所 則 豚をでき	司頁の旨官から余外する。  おける登記情報のうち、信託目録に係るものを、	律第二条第一項の規定に基づき指定した登記所に	電気通信回線による登記情報の提供に関する法	法務大臣 仙谷 由人	平式二十三月  二日  一うに定める。	項の規定に基づき、同項の指定について、次のよ	律 ( 平成十一年法律第二百二十六号) 第二条第一	電気通信回線による登記情報の提供に関する法	○法務省告示第十六号	する。(行う)、「「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	示	推定から除りする	付の請求のうち、信託目録に係るものを、同項の	屷	不動産登記規則附則第十七条第一項の規定に基	法務大臣 仙谷 由人		について、次のように定める。	附則第十七条第一項の規定に基づき、同項の指定	不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)		那覇地方法務局宜野湾出張 信託目録の作成に係		言毛目录の乍龙	那覇地方法務局名護支局   信託目録の作成に係	那覇地方法務局石垣支局   信託目録の作成に係	る事務	那覇地方法務局宮古島支局 信託目録の作成に係
4	第二章(電気系統第二章)を表現のでは多のでは多のである。	ᄁ	第八条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。		こよるスライドの乍助を方上することができる機能を与するらのでよければならない。こだし、身(3)連続行程を備える動力プレスは、行程の切替えスイッチの誤操作によって意図に反した連続行程)	とを防止することができる構造のものでなければならない。	2 動力プレスのスライドを作動させるための操作部は、接触等によりスライドが不意に作動するこ	1F	第七条 動力プレスは、その電源を入れた後、当該動力プレスのスライドを作動させるための操作部	(プレスの起動時等の危険防止)	第二条を欠りらうこ女から。 第二条の主要の主要を考えることができるものでなければならなし、 第二条 一条 できるしい クジャー・クライト及び上番の自動を考えることができるものでなければならなし	- ^ 「安全プロツァ等は、スライド 女が IPPの目言 Elzy-16 IIIではららりではければならない。   え、同条に次の一項を加える。	イビ	第六条の見出しを	に改め、同条第二号中「にあつては」を「にあっては」に改める。	しボタン」を「非常停止装置の操作部」に改め、同条第一号中「突頭型の」を「容易に操作できる」	第四条の見出しを(非常停止装置の操作部)」に改め、同条中「非常停止装置を作動させるための押		第三十七条のインターロックガード式の安全プレス(同条第二号ただし書の構造のものを徐	-   身体の一部が危険艰界に入らない構造の動力プレス  ては」に改め、同項各号を次のように改める。	坱宍	ただし、身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあっては、この限りでない。	第一条に次のただし書を加える。	早第一節から第三節までの	「第一章 総則」を「第一章 構造及び機能」に改める。	草	第五章 安全プレス (第三十六条―第四十五条)	第四章 液圧系統(第三十三条—第三十五条)

スにあっては」に改め、同条第二項中「不意に作動」を「誤作動」に「専用プレスにあつては」を「 第十条中「若しくは」を「及び」に改める。 第十一条第一項中「専用プレスにあつては」を「身体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレ 身

体の一部が危険限界に入らない構造の動力プレスにあっては」に改める。 第十二条中「のもの」を削る。

動力

平成 23 年

プレス機械構造規格 (昭和五十二年労働省告示第百十六号) の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣

細川

律夫

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、

目次

目次を次のように改める。

平成二十三年一月十二日

第二章 第一章

機械系統 (第十六条—第三十二条) 電気系統 (第九条—第十五条) 構造及び機能 (第一条―第八条) 1月

那覇地方法務局

る事務 信託目録の作成に係

する。

この告示は、平成二十三年一月十七日から施行

○厚生労働省告示第四号

戻す」に改め、同条第三項中「押しもどされない」を「押し戻されない」に改め、 とし、同条の前に次の一条を加える。 第二十二条並びに第二十三条の前の見出し及び同条を削り、第二十一条第一項中「をもどす」を を 同条を第二十三条

第二十二条 機械プレスのクラッチは、フリクションクラッチ式のものでなければならない。ただし、 機械プレス (機械プレスブレーキを除く。)であって、 のにあっては、この限りでない。 第二条第一項各号に掲げるものに該当するも

第二十条中「によつて」を「によって」に改め、同条を第二十一条とする。